

## 本人第496号「労使間の取扱いに関する協約」の

## 改訂について（通知）に基づく団体交渉開催！

-その1-

8月27日会社より『本人第496号「労使間の取扱いに関する協約」の改訂について（通知）』がFAXにて送付され、9月13日に本部より会社からの改訂通知に対する回答を書面にて通知しました。

この会社からの改訂通知に基づき、9月26日・28日に本団体交渉を開催し、会社改訂通知に基づく内容での議論を行いました。

## 冒頭、会社より誤った内容での改訂通知について謝罪を受ける！

**会社：**8月27日に会社より通知された『本人第496号「労使間の取扱いに関する協約」の改訂について（通知）』の3か所に及ぶ誤表記についてお詫び申し上げる。また、本交渉で労使間の取扱いに関する協約の締結に向けて、真摯に議論したいと考えている。

**組合：**会社からの謝罪については受け止め、真摯かつ建設的な議論を行う団体交渉としていきたい。改めて『本人第496号「労使間の取扱いに関する協約」の改訂について（通知）』に関する趣旨説明を求める！

### ～ 会社による改訂の趣旨説明 ～

#### 第7条（経営協議委員）第2項・第3項及び第1～第5号について

各設置単位（地本・支社間）の設置単位において協議委員数の状況が3年前と様々変わっており、バランスが変わっているため、改訂したい。

#### 第57条（組合事務所）第2項・第3項・第4項について

供与できる物件を見出し難いという実態がある。そういう現状や、会社の経営状況等を踏まえると、支部事務所を供与することまで難しいため、改訂したい。

#### 第60条（使用許可の解除及び取消）第2項1号について

今までも業務上支障すると判断した場合には、労働組合に話をして対応してきたところであり、その点について明文化することで改訂したい。

#### 第77条（争議行為時の賃金等の取扱い）第1項第2号について

労働条件に関する協約の更新に伴う日付の変更としたい。

#### 第79条（有効期間及び改訂手続き）について

労使間の取扱いに関する協約の改訂に伴う有効期間の更新（3年間）、変更としたい。

※ 改訂通知の詳細については、MAIL NEWS NO.062～072 を参照してください。

## 第7条・第57条・第60条の改訂通知について、

## 合意できないと回答した事項を中心に議論を深める！

その2へ続く